

令和6年度

申告の手引き

大崎市 総務部 税務課 市民税担当

各総合支所 市民福祉課

申告書の書き方

- ◎ 文字・数字等ははっきり、わかりやすく書いてください。
- ◎ 住所・氏名は現在の状況で記入してください。
 - 令和6年1月1日以降に住所の変更があった場合は、1月1日現在の住所等も併せて記入してください。
 - 氏名にはふりがなをつけてください。（Eメールでの受付はできません）
- ◎ 添付資料は封筒に入れて申告書と併せて提出してください。

S 所得の種類（所得は次の10種類に区分されます）

事業所得	営業等所得	小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由業（医師、外交員、ホステス等）漁業等から生じる所得
	農業所得	米、野菜などの栽培、家畜の育成、酪農品の生産等の事業から生じる所得
不動産所得		土地建物などの貸付等によって生じる所得
利子所得		預貯金の利子などによる所得(昭和63年4月1日より源泉分離課税になっています)
配当所得		株式に対する利益の配当などの所得
給与所得		勤務先から受ける給料、賃金、賞与などの金額
譲渡所得		資産の譲渡によって生じる所得 このうち、土地建物等の譲渡による所得は分離課税とされ、その他のものは総合課税とされています。 また、それぞれ所有期間によって短期と長期に分けられます(長期は5年以上)
山林所得		山林を伐採して譲渡もしくは山林を立木のままで譲渡することによる所得
退職所得		いわゆる退職金のことです。通常の場合は支払の際に源泉分離課税されていますので申告の必要はありませんが、次のような場合は源泉分離課税となりませんので申告してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 通常2人以下の家事使用人のみを使用する者から受ける退職金 ● 租税条約等により所得税の源泉徴収義務のない者からの退職金
一時所得		上記以外の所得で、次のいずれの性質も有しない一時的な所得 <ul style="list-style-type: none"> ● 営利を目的とする継続的行為 ● 労務その他役務の対価性 ● 資産の譲渡の対価性
雑所得		公的な年金及び上記のどの所得にもあてはまらない所得

§ 所得金額の計算

事業所得	営業等所得 (申告書①欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{営業等所得金額}$ 必要経費とは、収入を得るために直接支出した費用をいいます。 所得金額の計算は収支内訳書により計算してください。 申告書の提出と一緒に収支内訳書を添付してください。 白色申告者の専従者控除は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者である場合 86万円 ● 配偶者以外の場合 (1人につき) 50万円 ただし、内訳書の専従者控除前の所得金額を〔専従者+1〕で割った金額が上記金額を下回る場合はその金額が専従者控除となります。
	農業所得 (申告書②欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{農業所得金額}$ 考え方は営業等所得と同じです。収支内訳書によって計算してください。 ※ 収支計算に必要な書類をご持参ください。 (収入に関する資料(出荷証明書、とも補償に関する証明書等)、経費に関する資料(農協の発行する年次取引集計表、水利費の領収書、委託料の領収書等)が必要となります。)
	不動産所得 (申告書③欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{不動産所得金額}$ 考え方は営業等所得と同じです。収支内訳書によって計算してください。
	利子所得 (申告書④欄)	利子所得には必要経費が認められません。収入金額をそのまま所得金額として記入してください。
	配当所得 (申告書⑤欄)	$\text{収入金額} - \text{株式等取得のための負債の利子} = \text{配当所得金額}$ 経費は元本を取得するための負債の利子に限り、それ以外は認められません。
	給与所得 (申告書⑥欄)	給与所得とは、俸給、給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。 $\text{収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得金額}$ 通常、給与所得の金額は『給与所得速算表※』で直接求めます。したがって給与所得控除額の計算をする必要はありません。 ※『給与所得速算表』は、大崎市ホームページに掲載しています。
雑所得 (申告書⑦欄)	公的年金等	公的年金の所得は年齢で計算式が異なります。 通常、雑所得(公的年金等)の金額は『公的年金等雑所得速算表 ※』で直接求めます。したがって公的年金等控除額の計算をする必要はありません。 ※『公的年金等雑所得早算表』は、大崎市ホームページに掲載しています。

雑所得 (申告書⑧・⑨欄)	業務 (申告書⑧欄)	<p>業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。</p> <p>$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{雑(業務)所得}$</p> <p>令和4年以後の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存しなければならないこととされています。詳しくは税務署へお問い合わせください。</p>
	その他のもの (申告書⑨欄)	<p>$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{雑(その他のもの)所得}$</p>
譲渡所得 (申告書⑩欄, 裏面10欄, 分離課税等申告書)	<p>$\text{収入金額} - \text{取得費及び譲渡費用} - \text{特別控除} = \text{譲渡所得金額}$</p> <p>譲渡所得は、分離課税と総合課税に分かれます。土地建物、株式等の譲渡は分離課税とされ、その他のものは総合課税となります。</p> <p>また、それぞれに所有期間の長短によって長期譲渡と短期譲渡に分かれます。さらに譲渡の形態によって課税のしかたや特別控除額が変わってきますので十分注意してください。</p>	
一時所得 (申告書⑩欄, 裏面10欄)	<p>$\text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除} = \text{一時所得}$</p> <p>特別控除額は50万円 ($(\text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額}) = A$ Aが50万円以下の場合、特別控除=Aとなり、一時所得は0となります。)</p>	
<p>上記以外の所得(株式等の譲渡、先物取引、山林所得、退職所得等)の計算については、税務署または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課へお尋ねください。</p> <p>古川税務署 〒989-6185 宮城県大崎市古川旭六丁目2番15号 Tel 0229-22-1711(音声ガイダンスになりますので、該当する番号を押してください。)</p> <p>大崎市総務部税務課 市民税担当 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号 Tel 0229-23-2148 内線 3204~3206、3221</p> <p>松山総合支所 市民福祉課 〒987-1395 大崎市松山千石字広田30番地 Tel 0229-55-2114</p> <p>三本木総合支所 市民福祉課 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24番地3 Tel 0229-52-2114</p> <p>鹿島台総合支所 市民福祉課 〒989-4192 大崎市鹿島台平渡字上戸下26番地2 Tel 0229-56-7114</p> <p>岩出山総合支所 市民福祉課 〒989-6492 大崎市岩出山字船場21番地 Tel 0229-72-1212</p> <p>鳴子総合支所 市民福祉課 〒989-6892 大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣86番地1 Tel 0229-82-3131</p> <p>田尻総合支所 市民福祉課 〒989-4308 大崎市田尻沼部字富岡183番地3 Tel 0229-38-1155</p> <p>※申告日程・場所については広報おおさき1月号でご確認ください。</p>		

§ 所得控除

所得控除には次のようなものがあります。当てはまるものについて計算し申告書に記入してください。

<p>雑損控除 (申告書②⑥欄)</p>	<p>災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けたときに控除の対象になります。控除額は、次のうちいずれか多い金額になります。</p> <p>◎ $(\text{損害金額} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \text{総所得金額等の合計金額} \times 1/10$</p> <p>◎ $\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$</p> <p>雑損控除の計算については、国税庁のホームページにおいて計算シートが公開されていますのでご活用下さい。</p>																																	
<p>医療費控除 (申告書⑦欄)</p>	<p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、①医療費を支払った場合、②健康の保持増進及び疾病の予防について一定の取組を行い、特定一般用薬品等購入費を支払った場合に控除の対象となります。</p> <p>この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付しなければなりません。控除額は次のとおりです。</p> <p>◎医療費控除</p> <p>$\text{差引負担額} - (10\text{万円と合計所得金額の}5\%\text{のいずれか少ないほうの金額}) = \text{控除額}$</p> <p>◎医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)</p> <p>$\text{差引負担額} - 1\text{万}2\text{千円} = \text{控除額}$</p> <p>介護保険サービスについては、一定条件のもとで適用になる場合がありますのでお問い合わせ下さい。</p>																																	
<p>社会保険料控除 (申告書⑬欄)</p>	<p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合、控除の対象になります。</p> <p>控除額は支払った保険料全額になります。</p>																																	
<p>小規模企業共済等掛金控除 (申告書⑭欄)</p>	<p>小規模企業共済法による第一種共済契約掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金が対象です。控除額は支払額の全額になります。申告書に証明書を添付しなければなりません。</p>																																	
<p>生命保険料控除 (申告書⑮欄)</p>	<p>生命保険契約等に基づいて支払った保険料、掛金及び個人年金契約等に基づいて支払った保険料、掛金が対象になります。『一般の生命保険料』と『個人年金保険料』の他に『<u>介護医療保険料控除</u>』が新設されたことに伴い、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なりますので下記の表によって控除額を計算してください。</p> <table border="1" data-bbox="443 1635 1479 2089"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住民税</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①新契約 (H24.1.1以後締結)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②旧契約 (H23.12.31以前締結)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③新契約・旧契約 双方に加入している場合</td> <td colspan="2">以下のいずれか選択</td> </tr> <tr> <td>新契約のみを適用</td> <td>①の方法で算定した額(C)</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみを適用</td> <td>②の方法で算定した額(D)</td> </tr> <tr> <td>双方について適用</td> <td>(C) + (D) 上限28,000円</td> </tr> </tbody> </table>		住民税		年間支払保険料	控除額	①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円	②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4 + 17,500円		70,000円超	一律35,000円	③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択		新契約のみを適用	①の方法で算定した額(C)	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額(D)	双方について適用	(C) + (D) 上限28,000円
	住民税																																	
	年間支払保険料	控除額																																
①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額																																
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2 + 6,000円																																
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4 + 14,000円																																
	56,000円超	一律28,000円																																
②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額																																
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2 + 7,500円																																
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4 + 17,500円																																
	70,000円超	一律35,000円																																
③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択																																	
	新契約のみを適用	①の方法で算定した額(C)																																
	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額(D)																																
	双方について適用	(C) + (D) 上限28,000円																																

※①新契約と②旧契約双方に加入している場合は、①新契約のみを適用 ②旧契約のみを適用 ③新・旧双方を適用 (この場合の生命保険料控除額と個人年金保険料控除額の上限は、所得税4万円・住民税2.8万円となります) のいずれかを選択します。控除には、保険料の支払証明書の添付が必要です。

地震保険料控除
(申告書⑩欄)

控除の対象となる保険や共済の契約は、納税者や納税者と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるものに限られています。また、経過措置として、一定の長期損害保険契約に係る保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。一定の長期損害保険契約とは、満期返戻金のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のものをいいます。(平成18年12月31日までに契約締結したもので、平成19年1月1日以後にその損害保険契約を変更していないもの。)

『地震保険料』と『長期損害保険料』を区分して、それぞれの支払保険料の合計額を記入し、下記の表によって控除額を計算してください。控除には保険料の支払証明書の添付が必要です。(一契約で地震保険、長期損害保険の両方に該当する場合は、一方の保険料額を選択することになります。)

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額
①長期損害保険料だけの 場合	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
②地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払った保険料の1/2
	50,000円超	25,000円
③長期・地震の両方がある 場合	(ア)長期損害保険料について①により求めた金額と、地震保険料について②により求めた金額との合計額が25,000円以下の場合	その合計額の全額
	(イ)上記(ア)の合計額が25,000円超の場合	一律に25,000円

寡婦・ひとり親控除
(申告書⑰～⑱欄)

寡婦(婚姻後、配偶者と死別、離婚をした女性の方)や、ひとり親(婚姻歴や性別に関わらず、生計を一とする子を有する単身者)に適用される控除です。控除額は下表のとおりです。

本人 女性	配偶者関係	死別	離婚	未婚
	本人所得	500万以下	500万以下	500万以下
扶養：子		30万円	30万円	30万円
扶養：子以外		26万円	26万円	
扶養：なし		26万円		
本人 男性	配偶者関係	死別	離婚	未婚
	本人所得	500万以下	500万以下	500万以下
扶養：子		30万円	30万円	30万円
扶養：子以外				
扶養：なし				

<p>勤労学生控除 (申告書⑱欄)</p>	<p>勤労学生とは、大学、高等専門学校、高等学校、盲学校、養護学校などの学生、生徒（夜間学校の正規の通信教育生を含みます）や、一定の課程を履修する専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人で、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得がある人です。ただし、各所得の金額の合計額が75万円より多いか、又は自己の勤労によらない所得が10万円より多い人は除かれます。控除額は26万円です。</p>																																												
<p>障害者控除 (申告書⑳・㉑欄)</p>	<p>納税義務者自身が障害者である場合、又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障害者がある場合には、控除の対象になります。障害者の氏名欄にその障害者の氏名を記入してください。また、その人が特別障害者※である場合には氏名を○で囲んでください。</p> <p>※特別障害者とは、身体障害者手帳の障害者の程度が1、2級である人、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級である人などです。</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者控除</td> <td>扶養者の場合上記に23万円を加算</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	控 除 額	障害者控除	26万円	特別障害者控除	30万円	同居特別障害者控除	扶養者の場合上記に23万円を加算																																				
区 分	控 除 額																																												
障害者控除	26万円																																												
特別障害者控除	30万円																																												
同居特別障害者控除	扶養者の場合上記に23万円を加算																																												
<p>配偶者控除 (申告書㉒欄)</p>	<p>自己の妻又は夫で生計を一にし、合計所得金額が48万円以下である人（他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人を除く）を有する場合、配偶者控除として次の金額を控除することができます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1032 1385 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般控除対象配偶者 (～69歳)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (S29.1.1以前生まれ(70歳以上))</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者の人は、別に障害者控除も受けられます。</p>					納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者 (S29.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円																										
	納税義務者の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円																																										
老人控除対象配偶者 (S29.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円																																										
<p>配偶者特別控除 (申告書㉓欄)</p>	<p>配偶者控除とは別に配偶者特別控除が適用できます。控除額は配偶者の合計所得金額によって異なります。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除は併用して適用することはできません。</p> <table border="1" data-bbox="472 1487 1442 1995"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">配偶者の合計所得金額</td> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>						納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		納税義務者の合計所得金額																																											
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									

扶養控除 (申告書⑳欄)	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下である人(配偶者、専従者を除く)を有する場合、扶養控除として次の金額を差し引くことができます。			
	年少扶養親族	廃止	老人扶養親族(S29.1.1以前生まれ)	38万円
	一般の扶養親族	33万円	同居老親等(※1)	45万円
	特定扶養親族(H13.1.2~H17.1.1生)	45万円		
	※1 老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況としている人。 ※2 障害者は別に障害者控除を受けることができます。			
基礎控除 (申告書㉑欄)	納税義務者は、合計所得金額に応じて、下表の金額を控除できます。			
	合計所得金額		基礎控除額	
	2,400万円以下		43万円	
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円	
2,500万円超		0円		
所得金額調整控除 (この控除に該当する方は給与所得の金額に計算された所得金額調整控除を差し引いた金額を記入してください。)	以下の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。			
	(1) 給与収入が850万円を超え、次の①~④のいずれかに該当する場合 ①特別障害者に該当する ②22歳以下の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者を有する ④特別障害者である扶養親族を有する ◆所得金額調整控除 = (給与収入※ - 850万円) × 0.1 ※給与収入が1,000万円超えの場合、計算に使用する金額は1,000万円 (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合 $\boxed{\text{給与所得}\times} + \boxed{\text{公的年金等雑所得}\times} - \boxed{10\text{万円}}$ ※給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合、計算に使用する金額は10万円			

所得税の住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除

上記の申告の相談については、古川税務署へお問い合わせください。(次ページの「市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除」に該当する方は、同時に税務署へ「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告」をすることができます。)

古川税務署 大崎市古川旭六丁目2番15号 TEL 22-1711

市民税・県民税の住宅借入等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額。ただし、以下の表のとおり限度額が設定され、県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額。

居住年月	平成26年4月から令和3年まで	令和4年から令和7年まで
控除限度額	①前年分の所得税の課税総所得金額等×7% (上限136,500円※1、2)	②前年分の所得税の課税総所得金額等×5% (上限97,500円※3)

※1 住宅購入の消費税率が8%もしくは10%の場合、または東日本大震災の特例を受けている場合に限り。それ以外の場合については、97,500円が控除限度額となります。

※2 居住開始が令和元年10月1日から令和2年12月31日までに該当し、住宅に適用される消費税率が10%の場合、控除期間が11年目から13年目まで適用可能となります。

※3 居住開始が令和3年から令和4年までに該当し、住宅に適用される消費税率が10%で契約日が新築（注文住宅）の場合令和2年10月から令和3年9月までの間（分譲、中古、増改築の場合令和2年12月から令和3年11月までの間）の場合、控除期間が11年目から13年目まで適用可能となります。

令和4年以降居住開始の場合については13年目まで適用可能となります。

市民税・県民税の寄附金税額控除

都道府県・市区町村のみに寄附をした場合 (ふるさと納税)	(1) … (年間寄附額 - 2,000円) × 10% (2) … (年間寄附額 - 2,000円) × (90% - 0 ~ 45%【所得税の限界税率】) × 1.021 (ア) … (1)、(2)の合計額
都道府県及び市区町村が条例により指定した団体、または共同募金会、日本赤十字社支部にのみ寄附をした場合	(3) … (都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 4% (4) … (市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 6% (イ) … (3)、(4)の合計額
上記、両方に寄附をした場合	(5) … (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 4% (6) … (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 6% (ウ) … (5)、(6)と上記の(2)で算出した金額の合計額

※ 国・政府等への寄附金は除く

※ ただし、(2)については市民税・県民税所得割額の20%を限度額とし、(ア)、(イ)、(ウ)については総所得金額等の30%が限度額となります。

※ 所得税の限界税率の割合を考える場合は、住民税の課税総所得金額から所得税と住民税の人的控除の差額を引いた値を用います。

※ 総務大臣から指定を受けていない地方団体へ令和元年6月1日以降に寄附を行った場合、ふるさと納税の対象外（個人住民税の寄附金税額控除特例分は対象外）となります。

申告会場での申告相談のときに持参するもの

- ◎ マイナンバーカード（個人番号カード）。マイナンバーカードをお持ちでない人は通知カード，住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバー記載のもの），運転免許証，公的医療保険の被保険者証などの本人確認書類
- ◎ 市民税・県民税申告書、所得税確定申告書（税務署から送付があった場合）
- ◎ 下記の明細書、証明書等のうち該当するもの
- ◎ 市の申告会場では期間中であれば確定申告も受け付けられます。確定申告で還付を受けようとする人は、振込先の口座番号のわかるもの（本人名義のものに限る）

所得	営業等	収支内訳書（各種帳簿，領収書等を基に作成したもの） 収入金額及び必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等
	農業	
	不動産	
	給与・配当・年金	源泉徴収票、支払調書
	譲渡	契約書（金額、譲渡時期、譲渡物件がわかるもの）、収用証明書
控除	雑損	市町村から交付された「り災証明書」、災害関連支出等の領収書等及び損害を受けた資産の明細書、盗難または火災の証明書
	医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の明細書、医療保険者などからの医療費通知書 ・生命保険や高額療養費などで補てんされた金額がわかる書類 ・セルフメディケーション税制を選択する場合は、「一定の取組を明らかにする書類」
	社会保険料※	領収書、支払証明書
	小規模企業共済※	支払った掛金の証明書
	生命保険料※	支払保険料の証明書
	地震保険料※	
	寄附金	受領書、証明書等（市民税・県民税の対象範囲と所得税における寄附金の範囲は異なります）

※給与所得者で年末調整の際に控除を受けている場合は、証明書等の添付または提示は必要ありませんので、源泉徴収票を持参してください。